

発行元: 税理士法人 のぞみ  
相続手続 そうだん室TEL:0263-32-4737  
TEL:0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12  
http://nozomi-tax.jp/

# 相続税と贈与税の制度が変わります！



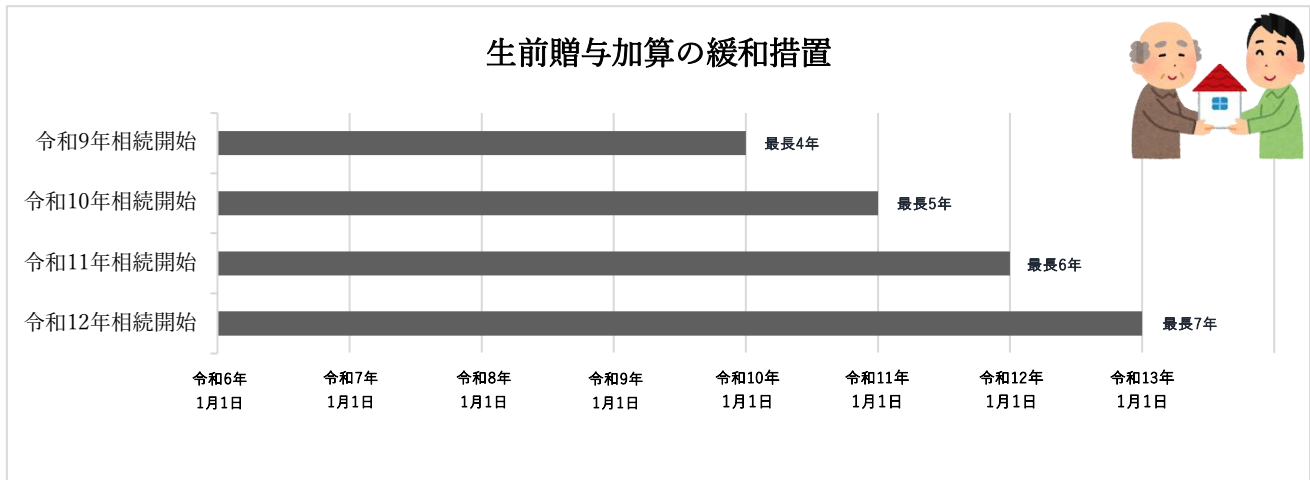
令和4年12月に自民党より令和5年度税制改正大綱が公表されました。そこで相続税と贈与税の制度が大幅に変わることとなりましたので、変更点についてご紹介します。

## 相続税

### ●生前贈与加算を3年から7年へ延長

生前贈与がある場合、相続発生時に3年間遡って当該生前贈与した分を相続財産に加算する必要がありました。令和6年1月1日以後の贈与からは相続発生時に7年間遡って相続財産に加算することとされました。緩和措置として、延長された4～7年の間の贈与額から合計100万円が控除できます。

ただし、すぐに7年間に遡るようになるわけではありません。令和9年1月1日以降相続が発生した場合に徐々に加算する期間が長くなります。最長7年間の加算がされるようになるのは令和13年1月1日以降に亡くなられた場合となります。



㊦ 令和6年1月1日から毎年110万円贈与して、令和13年中に相続が発生した場合  
→ 暦年贈与だと110万円×7年－100万円＝670万円を相続時に加算

## 贈与税

### ●相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度とは、選択すると2500万円まで非課税で贈与できますが、相続時にすべての贈与を相続財産に加算する制度です。また、贈与があった場合は金額に関わらず申告が必要でした。

令和6年1月1日からは、相続時精算課税制度を選択していても年間110万円までの贈与については申告不要で、相続前の7年であっても年間110万円以下の場合には加算が不要となります。